

水道法一部改正に伴う

指定給水装置工事事業者制度の更新制導入について

水道法の一部が改正されたことに伴い、令和元年10月1日より指定の更新制が導入されました。

この改正法により、指定の有効期間が従来の無期限から5年間となるため、指定給水装置工事事業者様におかれましては、更新手続きが必要となります。

1. 申請に必要な書類

- 1) 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1号）
- 2) 誓約書（様式第2号）
- 3) 機械器具調書（別紙）
- 4) 定款及び登記事項証明書（法人）又は住民票の写し（個人）
- 5) 給水装置工事主任技術者選任届出書（様式第6号）

[免許番号確認のため、免状又は技術者証の写しを添付してください。]

2. 山添村が確認する項目（給水装置工事事業者の指定制度等の適正な運用について）

【確認する内容】

※別紙 指定更新時確認書

- ①指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ②指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- ③給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

3. 更新に係る事務手続き手数料（山添村簡易水道事業給水条例32条による）

5,500円（内消費税500円）

- (注)
- ・提出書類が不足している場合は、受付できません。
 - ・申請書等については、楷書で丁寧に記入してください。
 - ・フリガナの必要な箇所には、必ず記入してください。
 - ・定款及び登記事項証明書又は住民票の写しは、発行日から3箇月以内のものを提出してください。

4. 指定の基準

- 1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置く者であること。
- 2) 次に定める機械器具を有する者であること。
 - ア. 金切りのこその他の管の切断用の機械器具
 - イ. やすり、パイプねじ切り器その他の管の加工用の機械器具
 - ウ. トーチランプ、パイプレンチその他の接合用の機械器具
 - エ. 水圧テストポンプ
- 3) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア. 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者
 - イ. 水道法（昭和 32 年法律第 177 号）に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - ウ. 山添村指定給水装置工事事業者規程（平成 28 年 12 月山添村告示第 59 号）第 8 条第 1 項の規程より指定を取り消され、その取消日から 2 年を経過しない者
 - エ. その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - オ. 法人であって、その役員のうちアからエまでのいずれかに該当する者があるもの

注： 申請をする方が上記の指定の基準について適合しない場合は、指定を受けることができませんので申請前に必ず確認してください。

○問い合わせ

〒630-2344

奈良県山辺郡山添村大西 151 番地
山添村 環境衛生課 水道係

TEL 0743-85-0047（直通）